

第4章 重点区域の位置及び区域

1 歴史的風致の分布

盛岡市の歴史的風致は、盛岡藩南部氏の居城であった盛岡城の築城を契機とした城下町の形成・発展とともに、明治維新以降も県庁所在地としての機能を果たしてきた歴史の中で形成されてきたもので、城下町とその周辺に暮らす人々の手によって、伝統的な生業や文化が継承されている。

城下町の周辺では、三ツ石神社境内の花崗岩の巨石と、「岩手」の起こりの伝承にちなんだ「さんさ踊り」が、江戸時代から続く盆踊りとして、地域の寺社等で活動が継承されているほか、市民の努力により、盛岡市を代表する郷土芸能として発展を続けており、親しみのある歴史的風致を形成している。

また、南部家の氏神として建立された「盛岡八幡宮」は、盛岡市とその周辺に住む人々の信仰の対象として、現在も多くの人々が参拝しており、盛岡八幡宮とその周辺を舞台とした、「盛岡八幡宮の山車行事」や「流鏝馬神事」^{だし やぶさめ}、「チャグチャグ馬コ」、「裸参り」といった江戸時代から続く祭礼・行事が、地域の人々の手により継承されており、祭礼や行事が行なわれる沿道には良好な歴史的景観が残されている。

盛岡市のまちづくりは、盛岡城付近で合流する北上川と雫石川、中津川といった河川のほか、周辺の沼や湿地、湧水を整備・活用しながらまちづくりが進められた。

江戸時代に、治水・灌漑^{かんがい}を目的として造られ、明治期に公園として整備された「高松の池」や、明治期の洪水後に造られた中津川の石組護岸は、市民の手によって環境保全の取り組みが続けられているほか、北上川を舞台とした送り盆の行事、「舟っこ流し」は、江戸時代から続いている。また、鉾屋町に残る共同井戸は、地域の人々の手によって維持管理が続けられており、盛岡市固有の歴史的風致を形成している。

さらに、中津川の東側を中心とした地区では、周辺の自然と城下町に集まる物資を活用した産業として、南部鉄器や酒造業が江戸時代から操業されており、伝統を守り伝える努力が続けられている。

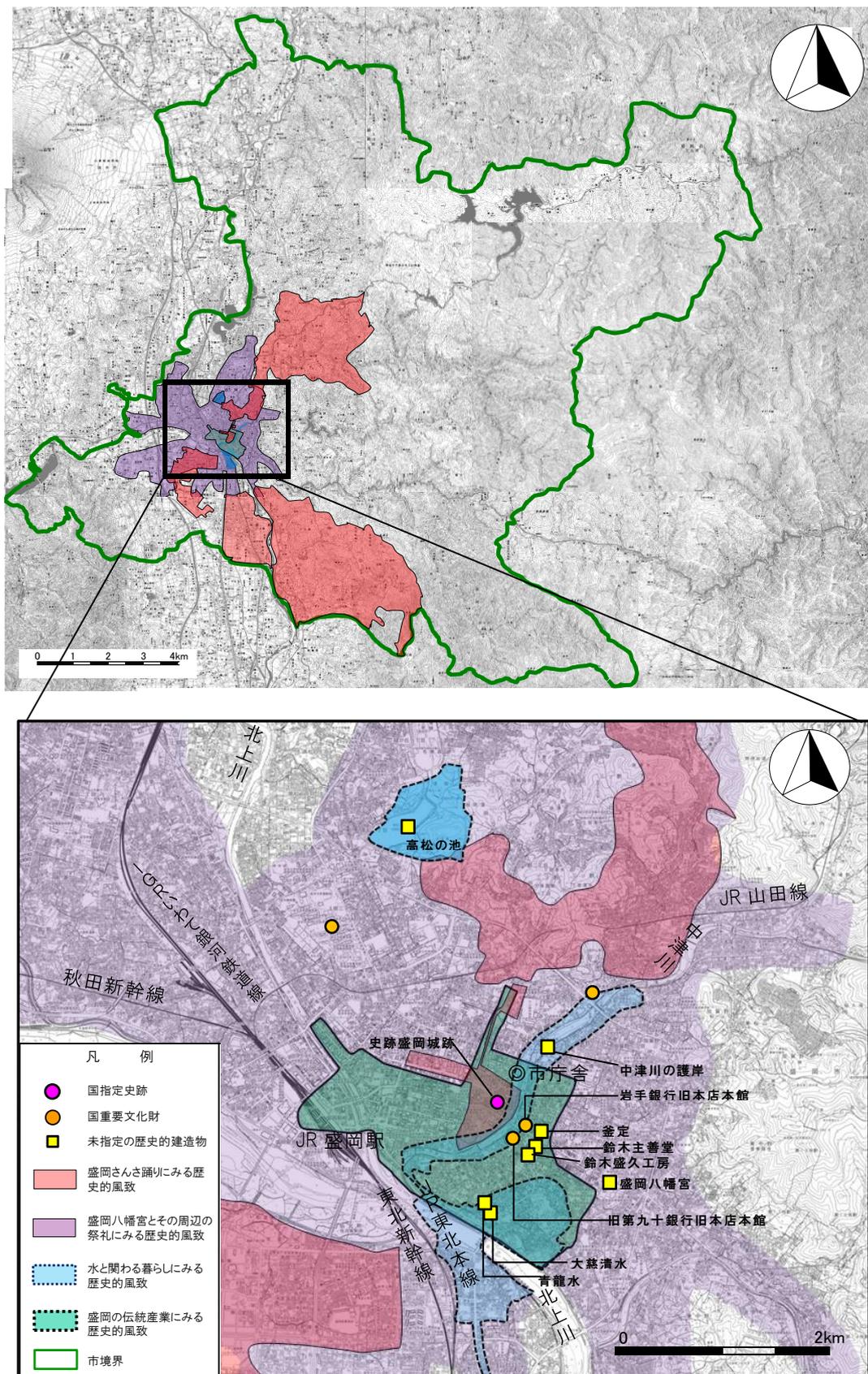


図 盛岡市において維持向上を図るべき歴史的風致の範囲
(上：市域全体，下：市街地拡大)

2 重点区域の位置

本計画における重点区域は、指定文化財などを中心とした歴史的価値の高い歴史遺産が数多く存在するとともに、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継承され、それらが一体となって盛岡市らしい風情を醸し出し、良好な環境を形成しており、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を、重点的かつ一体的に推進する必要がある範囲とする。

盛岡市においては、第2章において4つの歴史的風致を示しているが、盛岡市における歴史的風致として特に維持向上を図る必要がある重点区域の設定に当たっては、次の考え方に基づくものとした。

◆国・県・市指定文化財や登録文化財、景観重要建造物や保存建造物、保護庭園などの歴史的価値の高い建造物とともに、そこで生活する人々により、伝統的な行事や祭礼、産業が、長期間にわたって継承されている区域。

◆河川等の自然環境と歴史的建造物、伝統的な活動が一体となって、盛岡市固有の歴史的風致を形成している区域。

◆複数の歴史的風致が重なり合い、相互に関連性を有している区域。

以上の考え方にに基づき、4つの歴史的風致が相互に関連性を有する盛岡市の中心市街地とその周辺において、歴史的風致の維持及び向上のための事業が重点的に行われることにより、効率的かつ効果的に成果を得ることができる地域を重点区域として設定し、各種施策を展開していくものとする。

現在も、この区域には、史跡や重要文化財をはじめとする歴史的価値の高い建造物が、伝統的な行事や祭礼、産業が集積しており、北上川や中津川といった自然環境とが一体となって盛岡市固有の歴史的風致を形成している範囲である。

これらの区域については、文化財保護法や県・市の条例に基づく指定文化財、登録文化財に加え、景観法に基づく景観重要建造物、盛岡市自然環境及び歴史環境保護条例に基づく保存建造物や保護庭園として保護措置がなされており、さらに、都市計画（風致地区、地区計画）や景観法（景観計画による景観区域の指定）、屋外広告物法に基づく規制・誘導などといった各種法令等に基づく関連施策の推進に努めてきた。また、地域住民による伝統的な行事・祭礼、産業の継承活動が行われるなど、歴史的風致の維持向上を図る努力が続けられてきたところである。

しかしながら、生活様式の多様化や少子高齢化などにより、価値の高い歴史的建造物の維持が困難となっていること、活動の主体となっている地域団体が弱体化し、伝統的な行事・祭礼や産業の担い手が不足するなど、盛岡市固有の歴史的風致が失われる危険性をはらんでいる。

重点区域においては、歴史的な建造物とその周辺の環境を含め、それらと関わりの深い人々の活動を維持や保存、発展や継承していくための施策に取り組み、当該区域の歴

史的風致の維持向上を効果的に推進させ、交流人口を増やし、持続可能なまちづくりを進めるものとする。

なお、重点区域については、計画を推進することにより、盛岡市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合等に適宜見直すものとする。

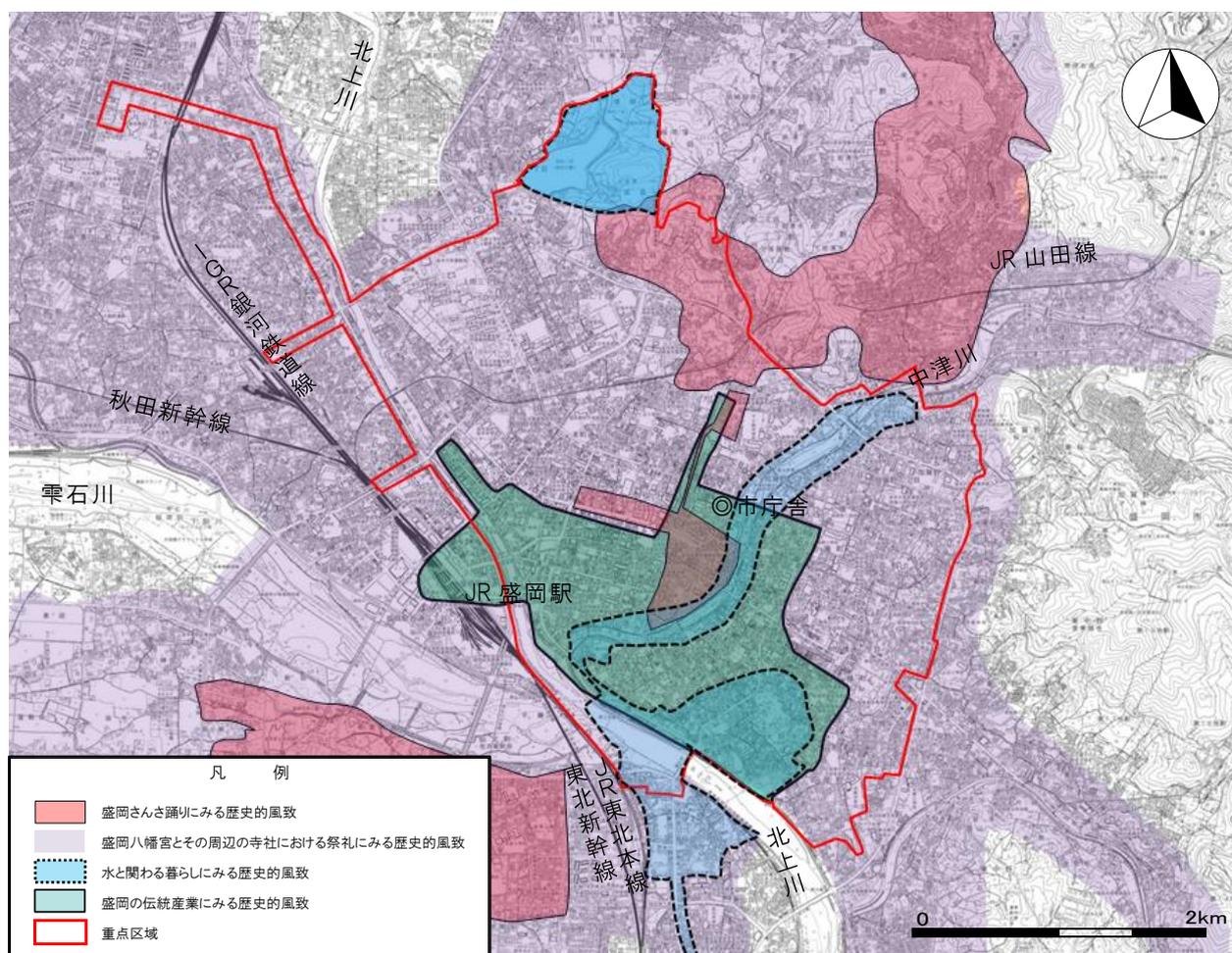


図 重点区域の位置

3 重点区域の範囲・名称・面積

重点区域は、盛岡城を中心とした城下町を中心とし、明治維新以降も県庁所在地として発展してきた歴史を物語る建造物が所在する市街地、盛岡さんさ踊りパレードが行なわれる通り、盛岡八幡宮の山車行事、盛岡八幡宮の流鏝馬神事、チャグチャグ馬コ、裸参りの参詣ルートとなる参道や街道、高松の池や中津川、共同井戸の維持管理や舟っこ流しの活動、伝統産業の営まれている範囲とする。

そのうち本区域については、盛岡市のまちづくりの原点ともいえるべき城下町を包括しているほか、盛岡市景観計画との整合を図っていく必要から、景観形成重点区域の歴史景観区域（盛岡城跡公園とその周辺ゾーン・北山ゾーン・河南ゾーン）の範囲、河川景観保全区域の一部、街路景観地域、市街地景観地域のほか、都市公園区域（高松公園）、大慈寺地区地区計画の区域としている。

なお、区域界の設定に当たっては、上記の範囲を踏まえつつ、地形及び地域の連担性、並びに市の景観形成施策などを考慮に入れ、道路等の施設も対象とする。

【重点区域の名称】 盛岡市歴史的風致維持向上区域

【重点区域の面積】 890.41ヘクタール

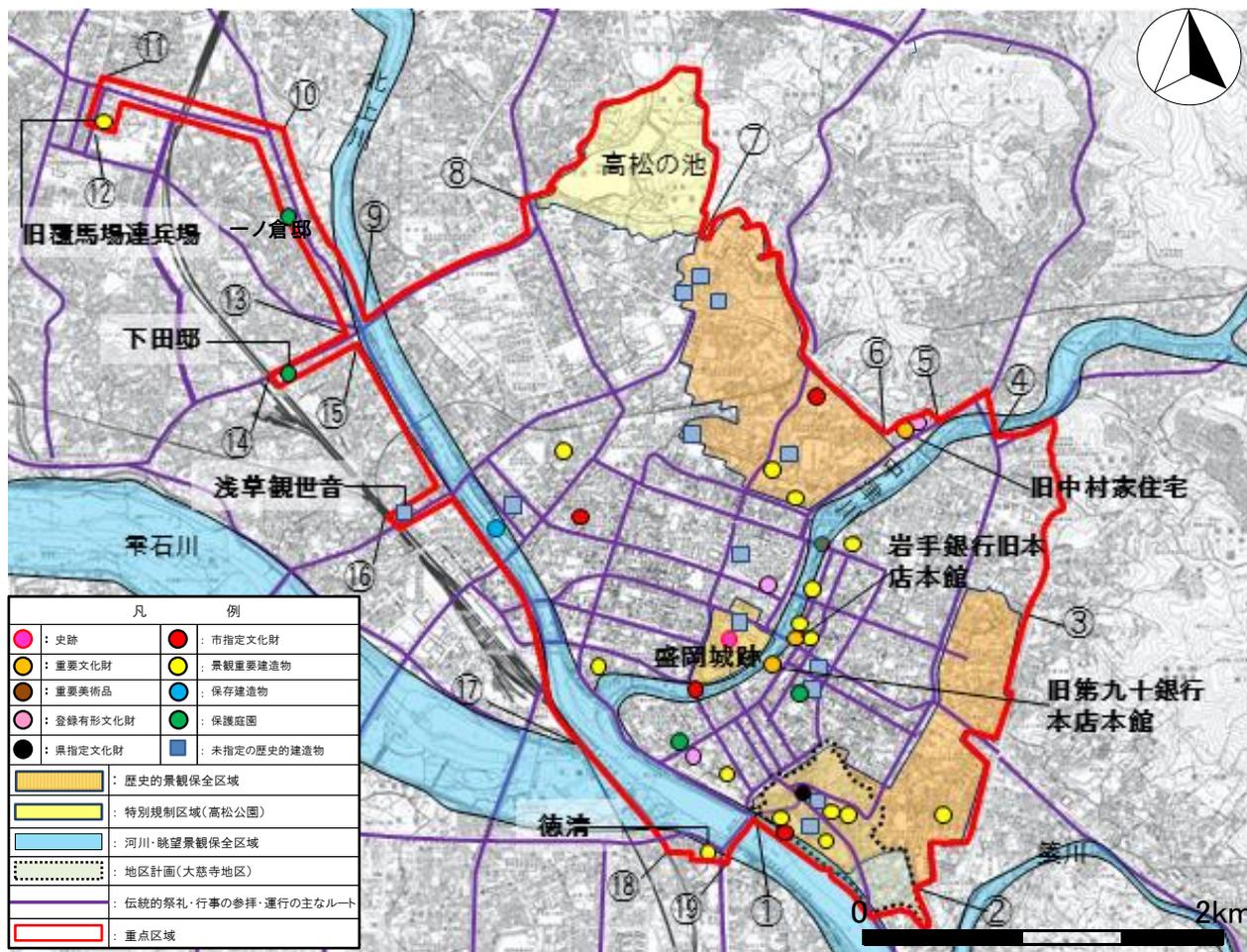


図 重点区域の範囲

①～②	大慈寺地区地区計画区域の外周
②～③	景観形成重点区域の歴史景観区域（河南ゾーン）の東辺部
③～④	第1種住居地域の縁辺
④～⑤	市道山賀橋加賀野四丁目線，市道本町通一丁目名乗沢2号線沿道（盛岡八幡宮の山車運行ルート）
⑤～⑥	第1種市街地景観区域と第3種市街地景観区域の境界
⑥～⑦	景観形成重点区域の歴史景観区域（北山ゾーン）の北辺部
⑦～⑧	都市公園区域（高松公園）の外周
⑧～⑨	市道深沢線，国道46号沿道（盛岡八幡宮の山車運行ルート）
⑨～⑩	県道氏子橋夕顔瀬線沿道（盛岡八幡宮の山車運行ルート）
⑩～⑪	市道上堂一丁目青山二丁目線沿道（盛岡八幡宮の山車運行ルート）
⑪～⑫	市道青山二丁目1号線（盛岡八幡宮の山車運行，チャグチャグ馬コ行進ルート）
⑬～⑭	国道46号（盛岡八幡宮の山車運行，チャグチャグ馬コ行進ルート）
⑭～⑮	河川景観保全区域（北上川）の西辺
⑮～⑯	市道夕顔瀬6号線（裸参りの参拝ルート）
⑯～⑰	河川景観保全区域（北上川）の西辺
⑰～⑱	J R 東北本線
⑱～⑲	市道仙北一丁目6号線（盛岡八幡宮の山車運行ルート）
⑲～①	県道主要地方道盛岡環状線から大慈寺地区地区計画区域の外周

区域の境界

4 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

本重点区域は，夏の風物詩となっている盛岡さんさ踊りのほか，盛岡八幡宮を目指して初夏に行われるチャグチャグ馬コ，秋の例大祭として行われる山車行事や流鏝馬神事に加え，年越しの行事である裸参り，送り盆の行事となっている舟っこ流しなどの伝統的な祭礼や行事が行われているほか，水資源を守り活用してきた人々の暮らしとともに，南部鉄器や酒造り，わんこそばなどの伝統的な産業が営まれている範囲である。

重点区域内においては，次世代に継承していくために必要な事項を定め，市民の関心と機運を高めながら，美しいまちなみや文化，人材等の地域資源の活用に取り組みつつ，盛岡市固有の歴史的風致を守り育てていくことにより，市域全体において盛岡市らしいまちづくりが進展することが期待される。

5 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

盛岡市の都市計画は、行政区域である 44,570 ヘクタールが都市計画区域となっており、市街化区域が 5,230 ヘクタール、市街化調整区域が 39,340 ヘクタールとなっている。

市街化区域については、市街地を形成している区域及び 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、中心市街地のほか、市街地北部から北東部にかけての丘陵地、北西部の台地、雫石川を挟んだ南側の平野部に広がっている。

重点区域を含む中心市街地は、盛岡城築城以来400年を超える歴史を持つ地区で、諸街道が交わる交通の要衝であったことから、盛んに文物の往来があったほか、明治維新以降も県都として機能したことから、政治、経済、教育、文化など多くの都市機能が集積している。なお、JR盛岡駅周辺の東側から盛岡八幡宮までが商業地域や近隣商業区域といった商業系の用途地域となっており、商業集積地として百貨店などが立地し、多くの商店街が形成されているなど、人々の交流の場としての役割を持っている。

今後は、歴史的風致と調和した都市機能の充実を図りながら、市民協働の景観づくりを行うとともに、まちなか居住や地域の安心安全を支えるコミュニティーの形成などに取り組んでいく。

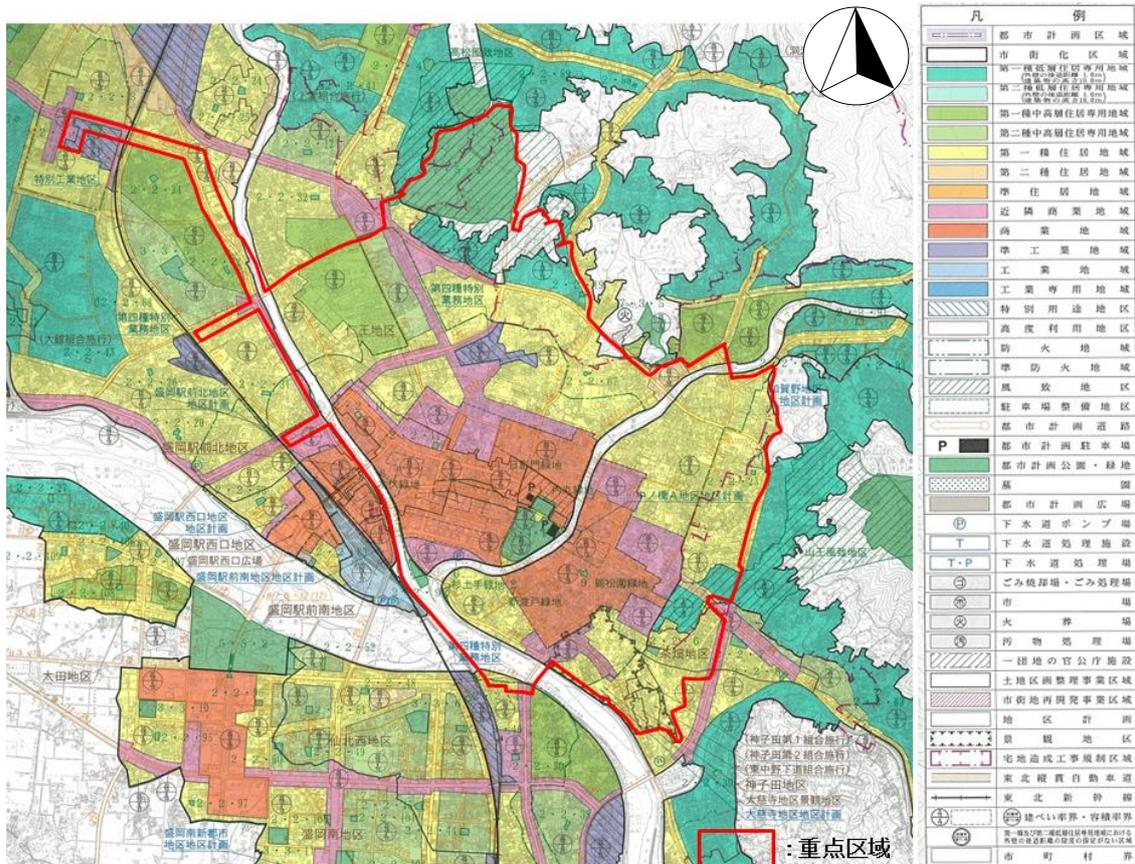


図 重点区域内の用途地域図（都市計画課提供）

(2) 盛岡市景観計画との連携

盛岡市は、平成16年(2004)の景観法制定を契機として、平成17年(2005)に景観行政団体となり、平成21年(2009)には盛岡市景観計画を策定するとともに、盛岡市景観条例を制定、平成30年(2018)に改訂した。

計画では、これまでの都市景観形成ガイドラインの理念を踏襲しながら、更なる景観政策の充実と向上を図ることとしており、景観計画の対象区域としては市域全体の44,570ヘクタールが対象となっている。

景観区域は、地区の特徴により地域区分を設定し、それぞれの景観に関する基本方針と形態意匠、位置、高さなどの形成基準を定めている。「景観形成地域」は、地形や土地利用の状況等の地域特性により、市街地景観地域、田園・丘陵景観地域・山地景観地域の3つに分類しているほか、盛岡の特徴となる主要な景観要素を持つ地域を「景観形成重点地域」として、眺望景観保全地域、河川景観保全地域、歴史景観地域、街路景観地域に区分している。

重点区域には、盛岡市を代表する盛岡城跡公園からの山並み眺望景観やその周辺の景観形成、大慈寺地区や北山地区などをはじめとする城下町や近代以降の都市形成の歴史を残す地区が景観形成重点区域に指定されている。

①眺望景観保全地域

盛岡市らしさを代表する景観として、盛岡城跡公園から岩手山と南昌山、開運橋から岩手山への眺望を確保する。また、身近な丘陵景観として、中津川に架かる与の字橋から中津川を通して愛宕山への眺望景観を確保することとしている。

②河川景観保全地域

盛岡市の中心部を流れる北上川の河川景観を都市空間の骨格として、市街地と河川敷や護岸との調和を大切にした景観を目指すものとし、雫石川は、近代的な市街地に豊かな自然を織り込む河川景観を目指すこととしている。また、中津川については、川が市民共通の庭としての役割を担い、まちと川の自然が調和し柔らかで一体感のある景観が醸成されることを目指すこととしている。

③歴史景観地域

盛岡城跡公園は、周辺部も含め、城郭の石垣や歴史的建造物などを景観まちづくりの重要な資源と位置づけ、風格や歴史性を尊重した景観形成に努めることとし、北山や河南地区の寺院群周辺は、歴史的雰囲気大切に景観誘導を行うこととしている。

④街路景観地域

広域の幹線道路は、植栽などによる緑化に配慮し、屋外広告物などに関しても秩序をもって設計するよう景観誘導することとし、市街地の幹線道路については、賑わいのあるまちづくりに配慮した景観誘導支援を行うこととする。また、歴史的な街路については、盛岡城とともに形成された城下の町割りや旧街道筋などの歴史性を大切に景観

誘導支援を行うこととしている。

今後は、歴史的風致の維持向上を図る上で必要な景観形成に関連する事業の推進を図りながら、市民の合意形成のもと、「景観地区」、「地区計画」等の都市計画制度等の活用を検討する。

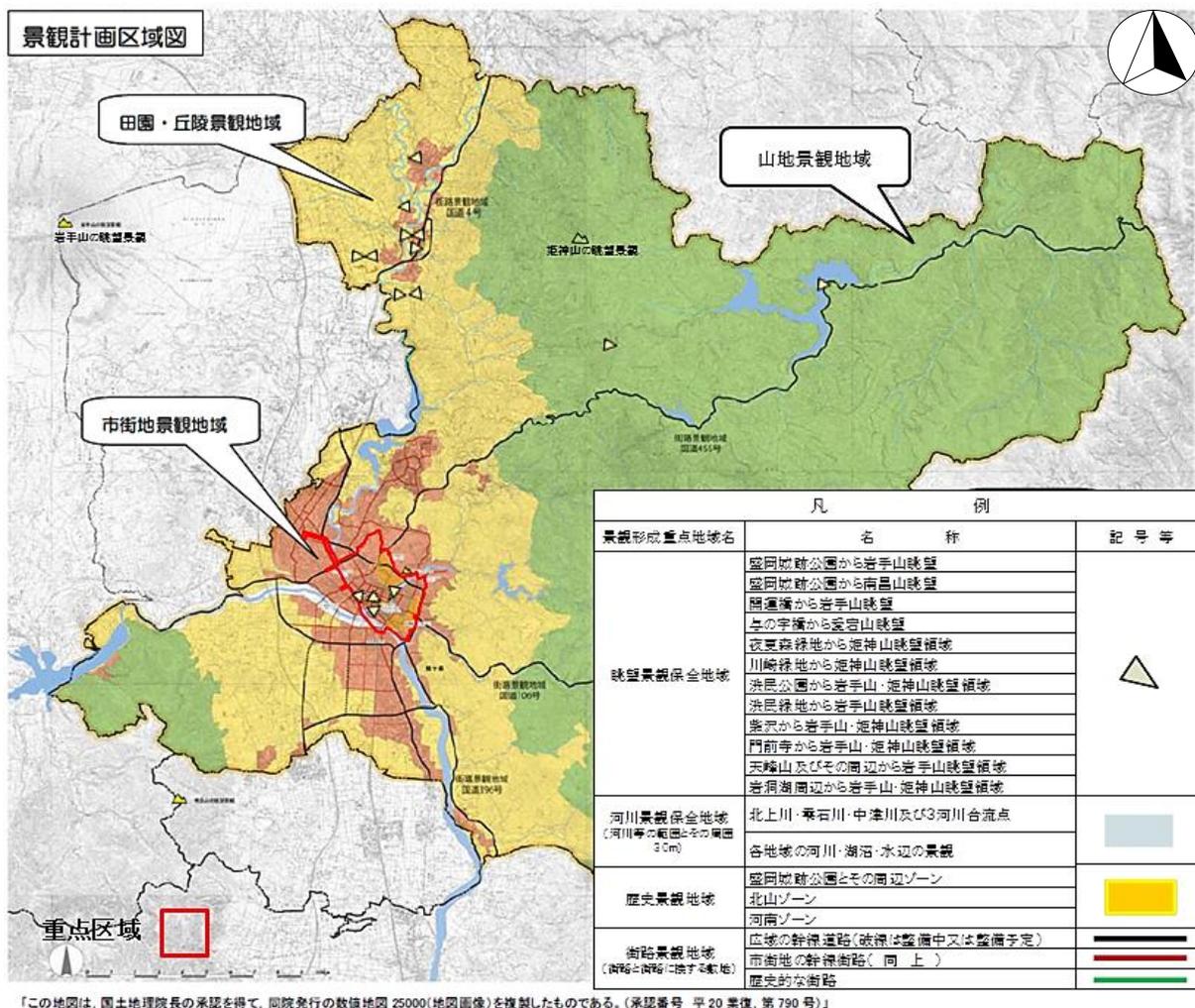


図 景観計画区域と重点区域 (景観政策課提供)

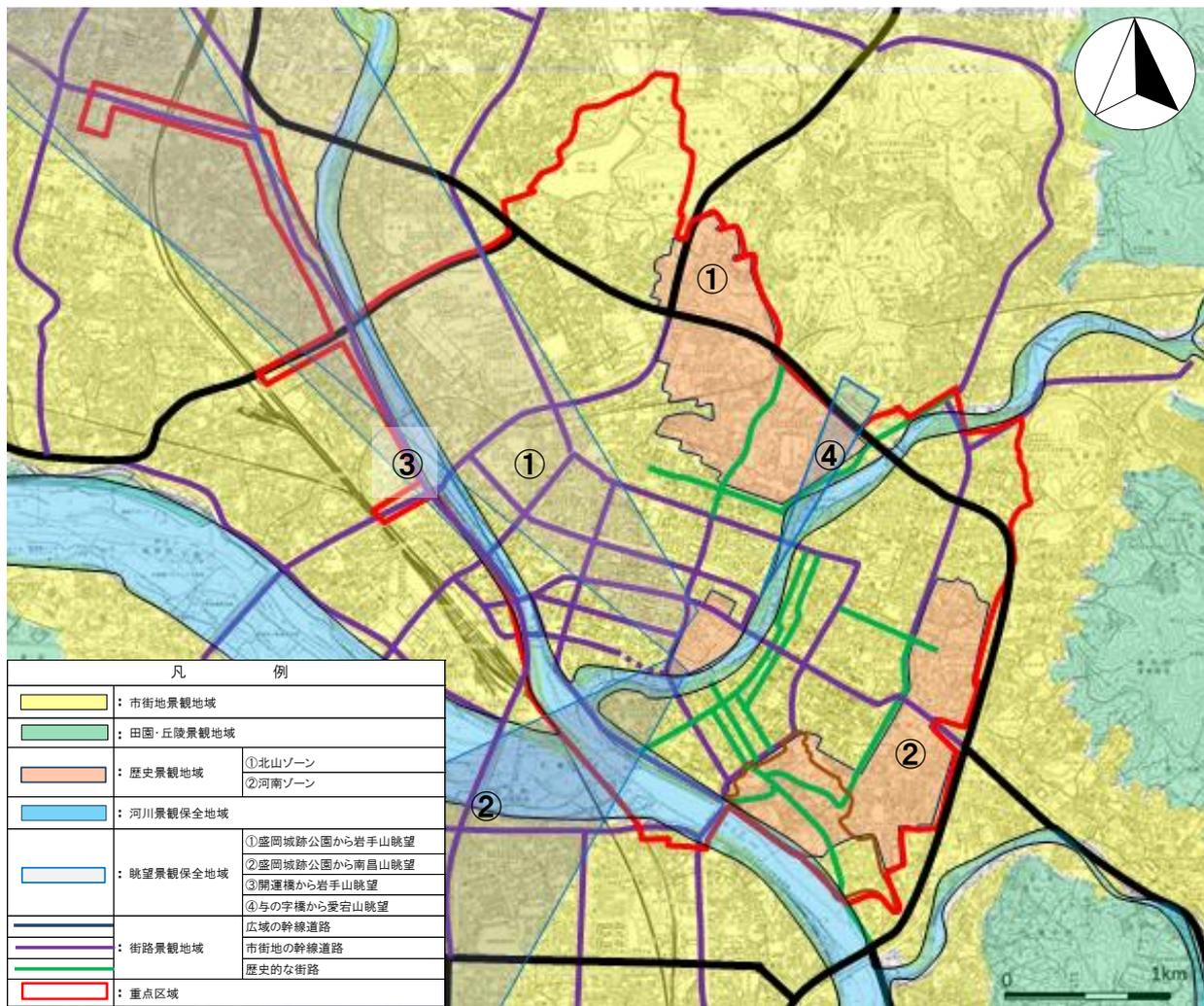


図 景観区域と重点区域の関連 (景観政策課提供・一部編集)

(3) 盛岡市屋外広告物条例との連携

盛岡市の屋外広告物条例は、平成20年度の中核市移行に伴い、屋外広告物事務が岩手県から移譲された際、移譲後の事務を円滑に実施する必要があったことから岩手県屋外広告物条例に準じて制定した。

その後、平成21年（2009）から適用した景観計画において屋外広告物に関する基本方針を定めたことから、平成24年（2012）4月に見直しを行い、現在に至っている。

盛岡市屋外広告物条例においては、市景観計画及び都市計画の用途地域に基づく区域区分を行い、広告物の種類ごとに許可の基準を定めている。

歴史的風致の維持向上のため、今後も、盛岡市屋外広告物条例の周知に取り組みつつ、市民・事業者に対して意識の向上を図り、良好な景観の保全と形成を目指していく。

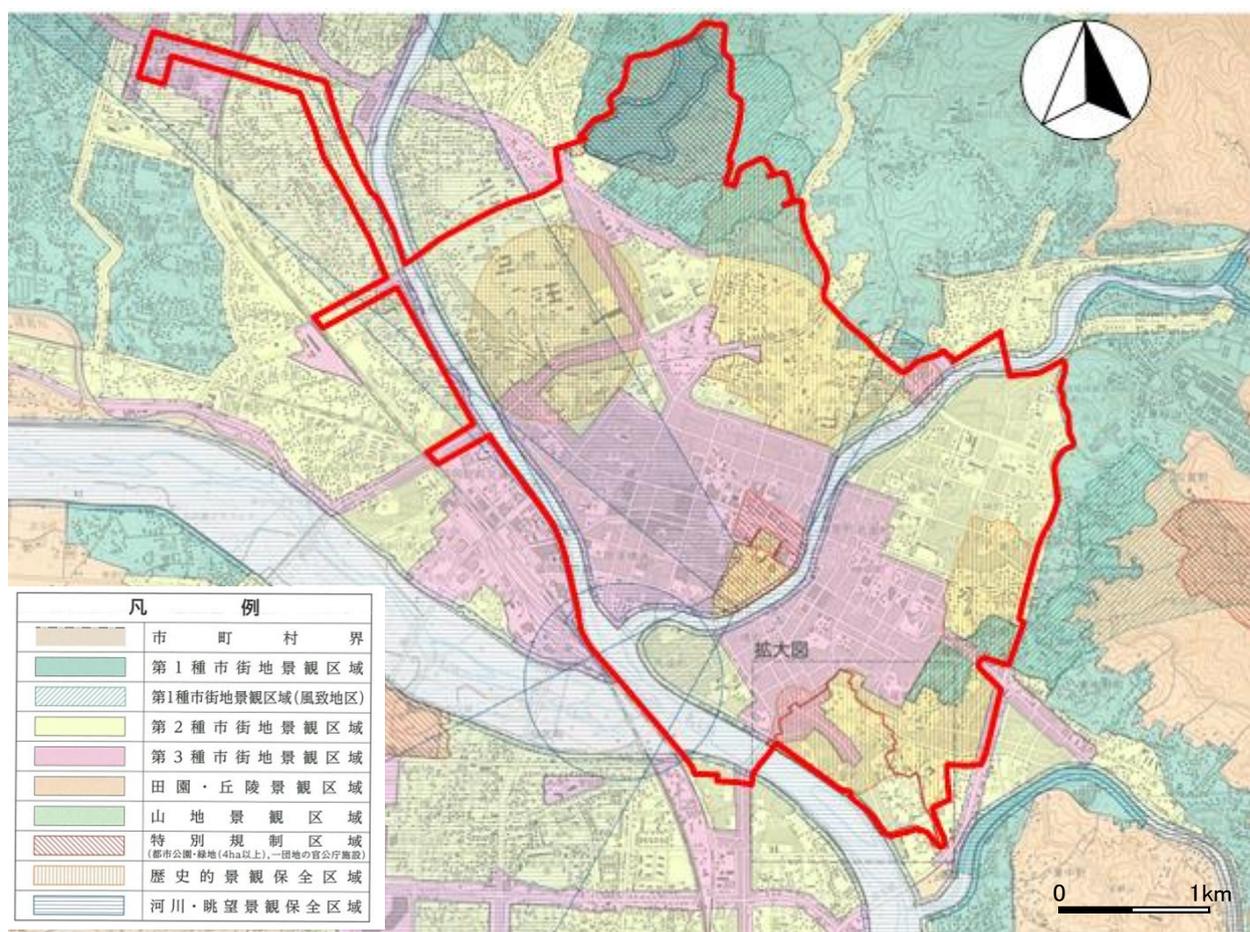


図 屋外広告物規制区域図（景観政策課提供）

屋外広告物区域区分

市景観計画および都市計画の用途地域を基に、市内を次のような区域に区分し、許可の基準を区域ごとに定めています。

第1種市街地景観区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市街地景観地域のうち市街化区域以外の地域

掲出できる広告物：自家用
広告物(※1)・案内誘導広告
物(※2)・公共目的広告物
(※4)



第2種市街地景観区域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
一般広告物(簡易広告物(※5)
に限ります。)・公共目的の
広告物



第3種市街地景観区域

第2種住居地域、準住居地域、
商業地域、近隣商業地域、工業
地域、準工業地域、工業専用地
域

掲出できる広告物：自家用広告物・案内誘導広告物・
一般広告物(※3)・公共目的の
広告物



田園・丘陵景観区域

田園・丘陵景観地域、市街化調整
区域(景観形成地域を除きます。)

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・公共目的の
広告物



山地景観区域

山地景観地域

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・公共目的の
広告物



特別規制区域

保存樹・保存樹林、河川、湖沼、
溪谷、高原、山岳、官公署等のう
ち市長が指定したものや一定の範
囲、市民農園、保安林、緑地・都
市公園、一団地の官公庁施設

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
公共目的の広告物



河川・眺望景観保全区域

河川景観保全地域

眺望景観保全地域

高さ基準を上乗せ



歴史的景観保全区域

歴史景観地域

文化財の周囲、保護庭園、保存
樹木、保存建造物、環境保護地
区、環境緑化地区のうち市長が
指定したものや一定の範囲、伝統的建造物群保存地区

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
公共目的の広告物



屋外広告物景観形成地区

景観上重要な地域として特に市長
が指定する地域

それぞれの地域によって独自の基
準を上乗せ



- ※1 自家用広告物・・・自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示し、または設置する広告物等
- ※2 案内誘導広告物・・・観光地、沿道サービス施設または事業所等の入り口等に係る道標、案内図板等の広告物等
- ※3 一般広告物・・・自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物、公共目的の広告物のいずれにも該当しない広告物等
- ※4 公共目的の広告物・・・公共的目的を持った道標、案内図板その他の公共的目的をもって表示し、または設置する広告物等
- ※5 簡易広告物・・・はり紙、はり札、立看板、電柱巻付広告物、電柱そで看板、広告幕、広告旗、のぼりおよびアドバルーン

: 重点区域と関連する規制

簡易広告物許可基準

	自家用広告物 公共目的の広告物	案内誘導広告物	一般広告物
第1種市街地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
第2種市街地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可 (距離・個数制限なし)	表示・設置 可
第3種市街地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可 (距離・個数制限なし)	表示・設置 可
田園・丘陵景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
山地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
特別規制区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
歴史的景観保全区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
河川・眺望景観保全区域	高さの基準を上乗せ(15ページ参照)		
屋外広告物景観形成地区	地区ごとに掲出できる簡易広告物が異なります。 「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」参照		

第1種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域、特別規制区域、歴史的景観保全区域および屋外広告物景観形成地区において許可を受けて表示され、または設置されている案内誘導広告物のうち簡易広告物であるもの(案内誘導簡易広告物等)は、種類別許可基準のほかに次の基準にも適合する必要があります。

- 案内誘導簡易広告物等から案内誘導の対象となる観光地等までの距離が10km以内であること。
- 案内誘導の対象となる1つの観光地等につき、案内誘導簡易広告物等の合計数が6個以内であること。

:重点区域と関連する規制

建植広告物許可基準

	自家用広告物 公共目的の広告物	案内誘導広告物	一般広告物
第1種市街地景観区域	$H \leq 10m, S \leq 10m^2$	$H \leq 5m, S \leq 2m^2$	禁止
第2種市街地景観区域	$H \leq 10m, S \leq 20m^2$	$H \leq 5m, S \leq 5m^2$	禁止
第3種市街地景観区域	$H \leq 20m, S \leq 30m^2$	$H \leq 20m, S \leq 30m^2$ (距離・個数制限なし)	$H \leq 20m, S \leq 30m^2$
田園・丘陵景観区域	$H \leq 10m, S \leq 10m^2$ (2m ²)	$H \leq 5m, S \leq 2m^2$ (2m ²)	禁止
山地景観区域	$H \leq 10m, S \leq 10m^2$ (2m ²)	$H \leq 5m, S \leq 2m^2$ (2m ²)	禁止
特別規制区域	上乗せ基準なし	$H \leq 5m, S \leq 2m^2$	禁止
歴史的景観保全区域	$H \leq 10m, S \leq 10m^2$	$H \leq 5m, S \leq 2m^2$	禁止
河川・眺望景観保全区域	高さの基準を上乗せ (15ページ参照)		
屋外広告物景観形成地区	地区ごとに許可基準が異なります。 「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」参照		

※ 案内誘導広告は、案内対象施設からの距離および個数の制限があります。(14ページ参照)

※ 括弧内の数値は、電光表示広告物(発光または照明の装置のある広告物等のうち、常時表示の内容を変化させることができる広告物をいいます。)を設置する場合の基準です。

: 重点区域と関連する規制

建築物利用広告物設置基準

	自家用広告物 公共目的広告物	案内誘導広告物	一般広告物
第1種市街地景観区域	$H \leq 21\text{m}$, $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 30\text{m}^2$ $P \leq 25\%$, $Sv \leq 120\text{m}^2$	$H \leq 21\text{m}$, 垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 2\text{m}^2$ $P \leq 25\%$, 屋上広告物禁止	禁止
第2種市街地景観区域	$H \leq 48\text{m}$, $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 50\text{m}^2$ $P \leq 25\%$, $Sv \leq 200\text{m}^2$	$H \leq 48\text{m}$, $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 5\text{m}^2$ $P \leq 25\%$, $Sv \leq 200\text{m}^2$	禁止
第3種市街地景観区域	$H \leq 51\text{m}$, $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 300\text{m}^2$ $P \leq 30\%$, $Sv \leq 1,200\text{m}^2$	$H \leq 51\text{m}$, $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 300\text{m}^2$ $P \leq 30\%$, $Sv \leq 1,200\text{m}^2$ (距離・個数制限なし)	$H \leq 51\text{m}$, $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 300\text{m}^2$ $P \leq 30\%$, $Sv \leq 1,200\text{m}^2$
田園・丘陵景観区域	$H \leq 21\text{m}$, $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 30\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 20\%$, $Sv \leq 120\text{m}^2(8\text{m}^2)$	$H \leq 21\text{m}$, 垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 2\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 20\%$, 屋上広告物禁止	禁止
山地景観区域	$H \leq 15\text{m}$, $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 10\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 15\%$, $Sv \leq 40\text{m}^2(8\text{m}^2)$	$H \leq 15\text{m}$, 垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 2\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 15\%$, 屋上広告物禁止	禁止
特別規制区域	上乗せ基準なし	$H \leq 15\text{m}$, 垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 2\text{m}^2$ 壁面割合上乗せ基準なし 屋上広告物禁止	禁止
歴史的景観保全区域	$H \leq 15\text{m}$, $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 30\text{m}^2$ $P \leq 15\%$, $Sv \leq 120\text{m}^2$	$H \leq 15\text{m}$, 垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$, $S \leq 2\text{m}^2$ $P \leq 15\%$, 屋上広告物禁止	禁止
河川・眺望景観保全区域	高さの基準を上乗せ (15ページ参照)		
屋外広告物景観形成地区	地区ごとに許可基準が異なります。 「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」参照		

- ※ 案内誘導広告は、案内対象施設からの距離および個数の制限があります。(次ページ参照)
- ※ 括弧内の数値は、電光表示広告物(発光または照明の装置のある広告物等のうち、常時表示の内容を変化させることができる広告物をいいます。)を設置する場合の基準です。

: 重点区域と関連する規制

(4) 大慈寺地区地区計画（平成24年（2012）8月24日告示）との関係

当該地区は、旧遠野・釜石街道に沿って、盛岡町家や酒蔵、寺院群などの歴史的建造物が多数所在し、城下町の風情を感じるまちなみが残り、共同井戸や石垣など、歴史を感じさせて施設が地域の生活の中に息づいている区域である。

この地区において都市計画法に基づく地区計画を決定し、市民共有の財産である歴史的景観の保全と形成のため、建築物の用途の制限や公共施設の整備と、地域の資源の活用による面的なまちづくりを行い、別に定めている景観地区とともに、盛岡ならではの魅力ある地区を形成し、交流の創出と地域の活性化を図ることとしている。

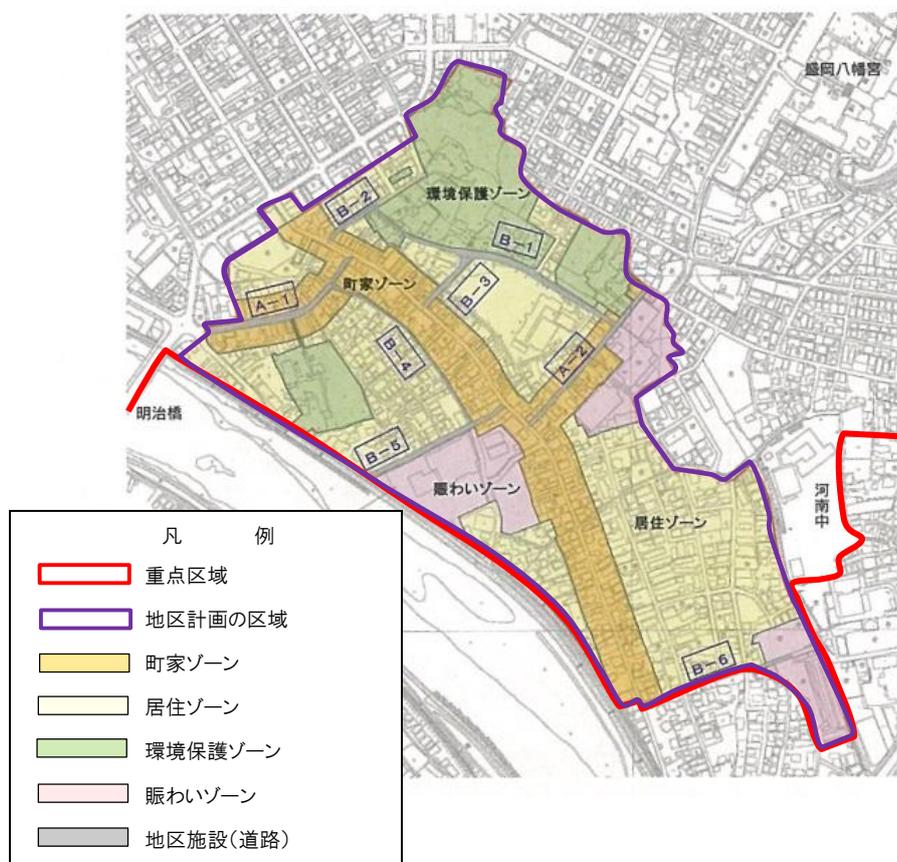


図 大慈寺地区地区計画計画図（都市計画課提供）

(5) 盛岡市自然環境及び歴史環境保全条例との関係

盛岡市では、昭和 30 年代後半から中心市街地を中心とした地区における建築物の高層化による岩手山の眺望阻害問題など、市民が愛着を持った地域の環境、眺望景観や都市景観のあり方を考える契機となった。

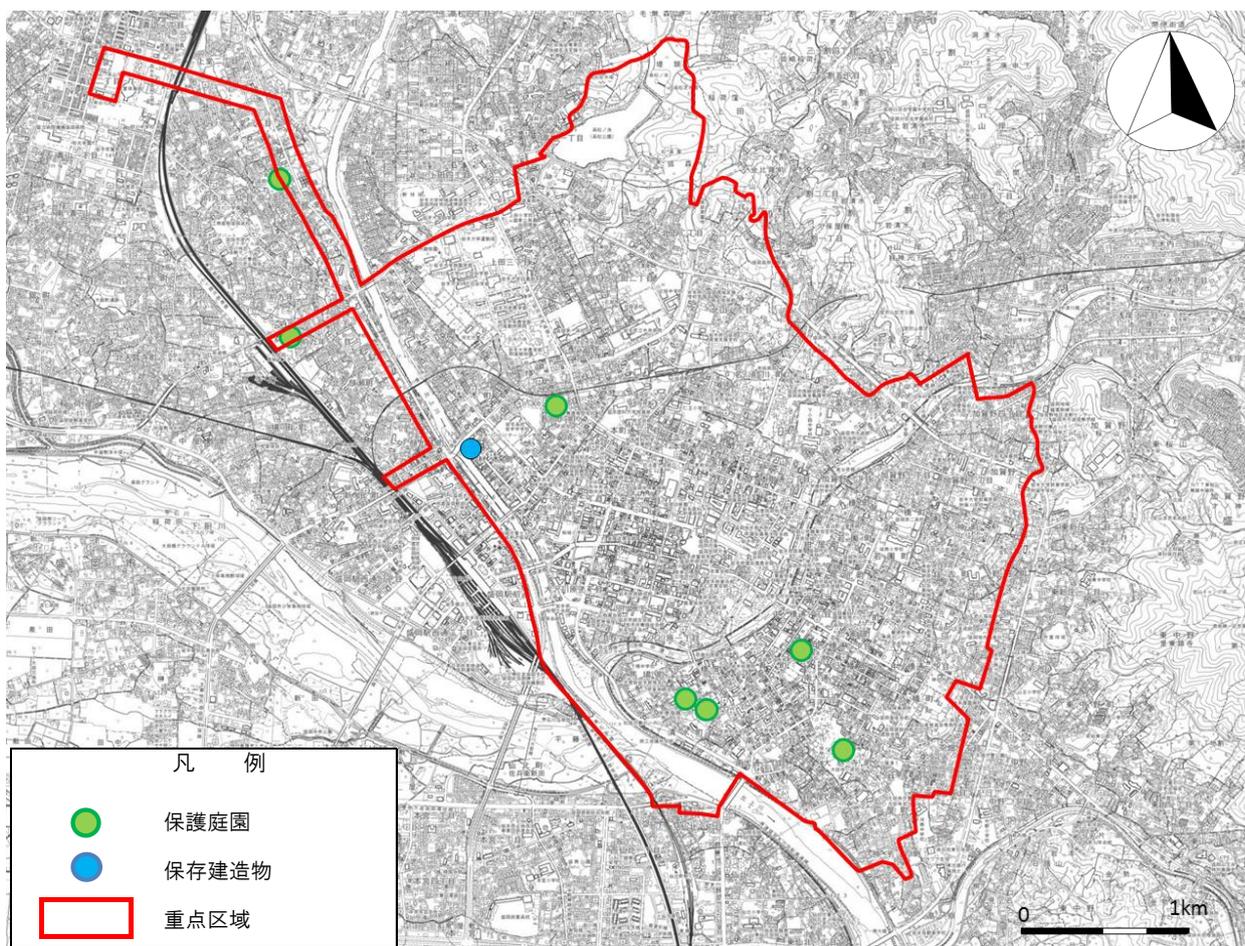
これら盛岡固有の環境や景観に対する市民意識の高まりを背景に、昭和 46 年（1971）には「盛岡市自然環境条例」が制定され、昭和 51 年（1976）には歴史的建造物の指定制度と併せて「盛岡市自然環境及び歴史環境保全条例」として改正し、盛岡独自の自然的・歴史的景観の保全施策を確立させてきた。

この条例は、盛岡市環境基本条例（平成 10 年条例第 11 号）第 3 条「環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。」との理念にのっとり、市長が、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるとき、環境保護地区、保護庭園、環境緑化地区、保存建造物を指定できるとされている。

環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地
保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林
環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区
保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物

なお、これら指定区域内については、建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取が制限されており、行為を行う際には市長に届出が必要となっているとともに、地区等の指定、変更及び解除をしようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聞く必要があるとされている。

現在、この条例における保存建造物は 1 件、保護庭園は 7 件、環境保護地区 19 箇所、環境緑化地区は 3 箇所となっており、所有者及び管理者の手で維持管理が行われている。



保存建造物と保護庭園の位置

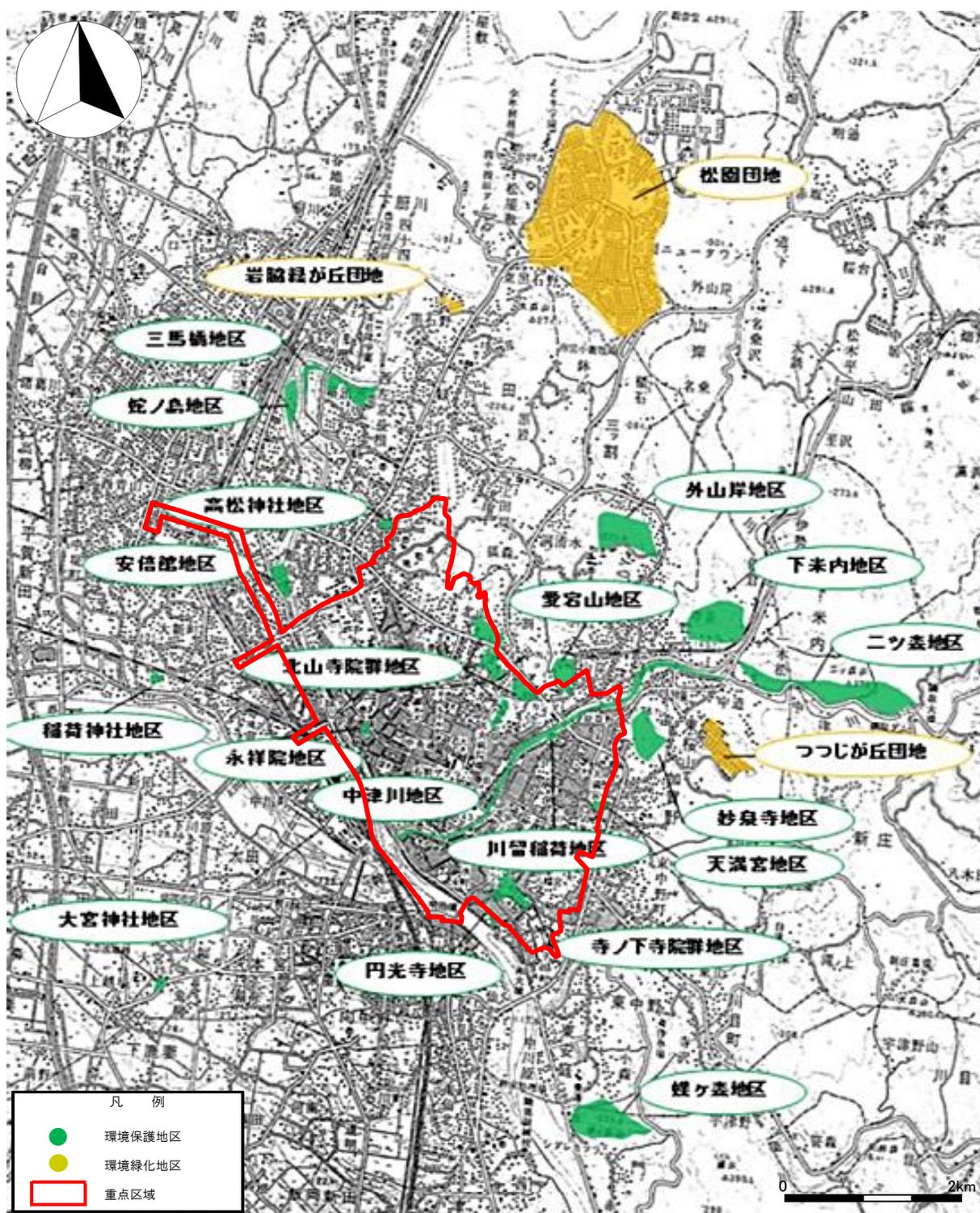


図 環境保護地区と環境緑化地区の位置と重点区域（環境企画課提供）